

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）が管理する施設及び協会の資産等（以下「施設等」という。）を広告媒体として有効に活用し、協会事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する媒体のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 協会のホームページ
 - イ 協会発行の情報誌
 - ウ 協会が管理する施設
- (2) 所属 協会処務規則第2条の規定により設置された課をいう。
- (3) 所属長 課の組織の長をいう。

(広告掲載の基本原則)

第3条 施設等に広告を掲載する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域の社会及び経済の健全な発展等を図るため、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮してものであること。
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること。
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること。
- (6) 屋外に広告物を掲載及び掲出する場合は、広告物の色彩・意匠等は都市景観と調和のとれたものであること。

(広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載又は掲出しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの。
- (4) 政治性のあるもの。
- (5) 宗教性のあるもの。
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもので理事長が不適當であると認めるもの。
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (9) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と関係するもの又はそのおそれがあるもの。

(10) 前各号に掲げるもののほか、掲載又は掲出する広告として不相当であると理事長が認めるもの。

2 前項に規定する広告掲載の範囲に関する基準については、別に定めるものとする。

(広告媒体の種類等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの所属長が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所属長が別に定める。

(広告募集の方法等)

第7条 広告の募集方法及び予定価格並びに選定方法等については、当該広告媒体ごとにその性質に応じて所管する所属長において別に定める。

(広告掲載内容等の審査)

第8条 広告掲載内容や広告主に関する審査については、この要綱に基づきそれぞれの施設等を所管する課が行い、掲載の可否を判断することとする。

(審査機関)

第9条 所属が広告事業を実施するにあたり、広告掲載内容等に関して所属の判断では疑義を生じる場合の掲載の可否等に関する審査を行うため、協会広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は事務局長を委員は所属長をもって構成する。

3 委員会はそれぞれの施設等を所管する所属からの要請を受け次の事項について検討を行うとともに、広告掲載の可否に関する審査を行い、その結果を当該所属に報告する。

(1) 広告主の選定に関すること。

(2) 広告内容及びデザインに関すること。

(3) その他広告事業の実施に関し、疑義のあること。

(会議)

第10条 委員会の会議は、掲載する広告等の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。